

## 保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速に蔓延したことに伴い、保健所や医療体制が極めてひっ迫し、地域経済にも甚大な影響をもたらしている。

こうした中、保健所は「帰国者・接触者電話相談センター」の役割を担い、感染者の行動調査や濃厚接触者の検査など、その業務は激増している。一方で、1994年には全国で847か所あった保健所の設置数は、現在では469か所に減少している。

大阪府では、2000年4月に22保健所7支所体制から15保健所14支所へ、2004年には池田保健所箕面支所を含む14支所も廃止して15保健所にと、人員削減を伴う大幅な縮小「再編」が進められてきた。その後の中核市への移管で、現在大阪府の保健所は9か所しか残されていない。

現在、首都圏や大阪府をはじめ各地で感染者が再び増加している。感染の疑いや不安がある人の相談体制とPCR検査体制等の拡充により、感染者の早期発見・隔離、早期治療の対応を図り、感染拡大と医療崩壊を回避しなければならない。コロナ禍のもとで災害対応の中心になるのも保健所と医療機関である。

よって本市議会は政府に対し、保健所機能の充実と地域医療の拡充に向け、下記事項に早急に取り組まれるよう強く求める。

### 記

- 1 感染症対策等を十分に考慮した保健所機能の充実・強化について計画的に人員を増やし、非常時に切迫しないよう平時からゆとりある体制とすること。
- 2 昨年厚労省が名指しした全国440か所の公的公立病院のリストと再検証を白紙撤回し、地域医療体制が機能不全に陥ることのないよう関係機関に対する支援を強化すること。
- 3 保健所体制・医療供給体制とも災害対応ができる体制をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

池田市議会